

令和3年10月定例教育委員会次第

日時：令和3年10月25日（月）
午後1時30分～午後3時
場所：犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告
(前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

第27号議案 犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について (学校教育課)

第28号議案 犬山市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部改正について (文化スポーツ課)

第29号議案 令和4年度犬山市教職員定期人事異動方針について (学校教育課)

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

(1) 後援名義使用承認に関する報告 (文化スポーツ課) No.1

(2) 困難を抱えた子ども・若者支援のための研修会について (文化スポーツ課) No.2

(3) 犬山二十歳の集い2022の概要について (文化スポーツ課) No.3

(4) (仮称)犬山市立橋爪・五郎丸新子ども未来園建築工事基本設計業務の公募型プロポーザル方式による募集について (子ども未来課) No.4

(5) 児童虐待防止推進月間について (子ども未来課) No.5

(6) 11月・12月行事予定表について (学校教育課) No.6

(7) 令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について (学校教育課) No.7

(8) 総合教育会議に向けて (教育部) No.8

(9) いじめ防止に向けて (学校教育課) No.9

(10) 令和4年度幼稚園・子ども未来園・小中学校儀式等の日程について (教育部) No.10

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第27号議案

犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市いじめ問題対策連絡協議会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和3年10月25日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和3年度犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員を委嘱する必要があるからである。

令和3年度 犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員（案）

任期：委嘱日～令和4年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	団体関係者	谷 繁祐樹	犬山市小中学校PTA連合会代表	新規
2	団体関係者	古 瀬 智 之	名古屋法務局 一宮支局長	新規
3	団体関係者	松 井 淳 司	犬山警察署 生活安全課長	継続
4	学校関係者	勝 村 偉公朗	犬山市小中学校長会 会長	新規
5	学校関係者	永 屋 雅 樹	犬山市小中学校長会 小学校代表	新規
6	学校関係者	岩 田 亜 美	犬山市小中学校生徒指導担当者代表	新規
7	学識経験者	黒 川 雅 幸	愛知教育大学 教育学部 准教授	継続
8	学識経験者	岩 田 晃 典	愛知県教育委員会 尾張教育事務所 家庭教育コーディネーター	継続

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。
- 教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校におけるいじめ問題全般に係る児童生徒の指導及び個別の事案に係る該当児童生徒の指導に関する事項について協議及び調査する。
- 委員は15人以内とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。
- 犬山市いじめ問題対策連絡協議会規則に基づき、委員会を設置する。
- 委員会の委員は、学識経験者、学校関係者、団体関係者、市職員から教育委員会が委嘱する。
- 委員会に、委員長を置く。
- 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

2) 女性比率 12.5%

犬山市教育委員会第28号議案

犬山市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部改正
について

犬山市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和3年10月25日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行に伴い、規則の一部を改正する必要があるからである。

犬山市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則

犬山市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則（昭和51年教委告示第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号イ中「20歳以上」を「成年」に改める。

第8条中「反対するために利用するとき。、その他」を「反対するための利用その他」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○犬山市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部改正のための新旧対照表

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>(利用者の範囲)</p> <p>第7条 開放施設を利用することができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 団体の責任者が成年であること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(利用の禁止)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の利用を認めない。</p> <p>(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれに反対するため利用するとき。</p> <p>(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その他宗教活動のために利用するとき。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(利用者の範囲)</p> <p>第7条 開放施設を利用することができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 団体の責任者が20歳以上であること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(利用の禁止)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の利用を認めない。</p> <p>(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれに反対するため利用するとき。</p> <p>(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その他宗教活動のために利用するとき。</p> <p>(3)～(5) 略</p>

犬山市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則（昭和51年教委告示第9号）

（趣旨）

第1条 この規則は、犬山市における社会体育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場の確保のため、学校教育に支障のない範囲で実施する学校施設の開放（以下「開放」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（管理責任）

第2条 開放に関する事務は、犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理するものとし、開放を行う学校（以下「開放学校」という。）の校長は、開放に伴う一切の責任を負わないものとする。

（運営委員会）

第3条 教育委員会は、開放学校ごとに学校施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、開放の日時及び運営に関する事項について協議し、教育委員会に意見を述べることができる。

3 運営委員会は、5名以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が依頼する。

- (1) 開放学校の校長又は教員
- (2) スポーツ推進委員
- (3) P T A 会員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

4 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（開放の種類）

第4条 開放の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツ開放 スポーツ及びレクリエーションの利用に供するため、小学校及び中学校の校庭、体育館及び照明設備並びに中学

校のクラブハウスを開放することをいう。

- (2) 校庭開放 幼児及び児童の遊び場としての利用に供するため、小学校の校庭を開放することをいう。

(開放する施設及び日時)

第5条 教育委員会は、運営委員会の意見、施設の実態及び市民の要望を考慮して、開放する施設（以下「開放施設」という。）及び日時を決定するものとする。

(管理指導員)

第6条 スポーツ開放を行う学校に管理指導員を置く。

- 2 管理指導員は、教育委員会が依頼する。

(利用者の範囲)

第7条 開放施設を利用することができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) スポーツ開放

ア 10人以上で構成された団体で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学する者であること。

イ 団体の責任者が20歳以上であること。

- (2) 校庭開放 開放学校区内に在住する幼児及び児童（幼児については、必ず保護者の付添いがあること。）

(利用の禁止)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の利用を認めない。

- (1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれに反対するために利用するとき。、その他政治活動のために利用するとき。
- (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するために利用するとき。、その他宗教活動のために利用するとき。
- (3) 専ら営利を目的として利用するとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他教育委員会が利用させることについて適当でないと認め

るとき。

(利用の中止)

第9条 教育委員会は、開放施設を利用する者（以下「利用者」という。）がこの規則及びこの規則に基づく規程に従わないときは、利用の中止を命ずることができる。

(利用の手続)

第10条 スポーツ開放に係る施設を利用しようとする者は、教育委員会が別に定める期間に、開放学校の校長を経由して教育委員会に申し込み、あらかじめその許可を得なければならない。

(光熱費等の負担)

第11条 前条の規定により許可を受けた施設の使用に伴い生ずる光熱費等は、利用者の負担とし、1時間につき300円とする。

(賠償責任)

第12条 利用者は、開放学校の施設又はその附属設備を故意又は重大な過失によって毀損し、又は亡失したときは、賠償の責を負うものとする。

(傷害保険の加入)

第13条 スポーツ開放に係る利用者は、スポーツの傷害保険に加入するものとする。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和51年8月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月30日教委規則第4号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年6月29日教委規則第2号)

この規則は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月8日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 2 6 日教委規則第 7 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

犬山市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則（昭和51年教委告示第9号）

（趣旨）

第1条 この規則は、犬山市における社会体育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場の確保のため、学校教育に支障のない範囲で実施する学校施設の開放（以下「開放」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（管理責任）

第2条 開放に関する事務は、犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理するものとし、開放を行う学校（以下「開放学校」という。）の校長は、開放に伴う一切の責任を負わないものとする。

（運営委員会）

第3条 教育委員会は、開放学校ごとに学校施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、開放の日時及び運営に関する事項について協議し、教育委員会に意見を述べることができる。

3 運営委員会は、5名以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が依頼する。

- (1) 開放学校の校長又は教員
- (2) スポーツ推進委員
- (3) P T A 会員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

4 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（開放の種類）

第4条 開放の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツ開放 スポーツ及びレクリエーションの利用に供するため、小学校及び中学校の校庭、体育館及び照明設備並びに中学

校のクラブハウスを開放することをいう。

- (2) 校庭開放 幼児及び児童の遊び場としての利用に供するため、小学校の校庭を開放することをいう。

(開放する施設及び日時)

第5条 教育委員会は、運営委員会の意見、施設の実態及び市民の要望を考慮して、開放する施設（以下「開放施設」という。）及び日時を決定するものとする。

(管理指導員)

第6条 スポーツ開放を行う学校に管理指導員を置く。

2 管理指導員は、教育委員会が依頼する。

(利用者の範囲)

第7条 開放施設を利用することができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) スポーツ開放

ア 10人以上で構成された団体で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学する者であること。

イ 団体の責任者が成年であること。

(2) 校庭開放 開放学校区内に在住する幼児及び児童（幼児については、必ず保護者の付添いがあること。）

(利用の禁止)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の利用を認めない。

(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれに反対するための利用その他政治活動のために利用するとき。

(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その他宗教活動のために利用するとき。

(3) 専ら営利を目的として利用するとき。

(4) 管理上支障があるとき。

(5) その他教育委員会が利用させることについて適当でないとき。

(利用の中止)

第9条 教育委員会は、開放施設を利用する者（以下「利用者」という。）がこの規則及びこの規則に基づく規程に従わないときは、利用の中止を命ずることができる。

(利用の手続)

第10条 スポーツ開放に係る施設を利用しようとする者は、教育委員会が別に定める期間に、開放学校の校長を経由して教育委員会に申し込み、あらかじめその許可を得なければならない。

(光熱費等の負担)

第11条 前条の規定により許可を受けた施設の使用に伴い生ずる光熱費等は、利用者の負担とし、1時間につき300円とする。

(賠償責任)

第12条 利用者は、開放学校の施設又はその附属設備を故意又は重大な過失によって毀損し、又は亡失したときは、賠償の責を負うものとする。

(傷害保険の加入)

第13条 スポーツ開放に係る利用者は、スポーツの傷害保険に加入するものとする。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和51年8月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月30日教委規則第4号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年6月29日教委規則第2号)

この規則は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月8日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月26日教委規則第7号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年 月 日教委規則第 号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

犬山市教育委員会第29号議案

令和4年度犬山市教職員定期人事異動方針について

令和4年度犬山市教職員定期人事異動方針について、別紙の通り定めるものとする。

令和3年10月25日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝

誠

(説明)

この案を提出するのは、丹葉地方教育事務協議会の令和4年度教職員定期人事異動方針を踏まえて、犬山市教職員定期人事異動方針を定める必要があるからである。

令和4年度 犬山市教職員定期人事異動方針

犬山市教育委員会

令和4年度丹葉地方教育事務協議会の教職員定期人事異動方針を踏まえて、下記の方針で犬山市教職員定期異動人事を行う。

記

- 1 適材適所の人事を進め、教育効果の向上を図る。
- 2 教員が多様な教育活動に携わり、豊富な教職実践を積むことができるようにするとともに、学校間における均衡を重視した教員配置を行う。
- 3 「学び」の授業の充実、「学校の自立」の実現は、管理職の指導力によるところが大きいため、校長・教頭の異動は最小限とする。

また、学校経営を配慮しつつ、他の市町との人事交流を進める。

- 4 教務主任・校務主任の異動には特に配慮し、できる限り市内の異動を中心に考える。

また、学校経営を配慮しつつ、他の市町との人事交流を進める。

- 5 同一校の継続勤務年数の基準を次のようにする。

(1) 一般教員については、10年までとし、特別の事情のない限りこの間に適切な異動が行われるようにする。

(2) 新任教員については、特別の事情のない限り赴任校の継続勤務年数を6年までとする。

令和4年度丹葉地方教育事務協議会教職員定期人事異動方針について

令和4年度教職員定期人事異動方針

丹葉地方教育事務協議会

I 方針

令和4年度愛知県教育委員会の定期人事異動方針に基づき、丹葉地方教育事務協議会は内申権者として人事異動事務を行う。この結果を基にして、愛知県教育委員会に人事内申をする。

- 1 適材適所の人事を進め、教育効果の向上を図る。
- 2 教員構成について、地域間及び学校間における均衡のとれた人事配置を行う。
- 3 遠隔地勤務者に対する計画的な調整を進める。

II 実施要領

1 管理職人事（校長、教頭の人事）

(1) 管理職の転任は、原則として次のようにする。

- ① 同一校の校長及び教頭の同時異動を行わない。
- ② 同一校・同一職勤務2年未満の校長及び教頭については、異動を行わない。

(2) 管理職への昇任は次のようにする。

- ① 校長については、愛知県公立学校長任用候補者選考審査による「愛知県公立小中学校長任用候補者名簿」に登載された者から登用する。
- ② 教頭については、愛知県公立学校教頭任用候補者選考審査による「愛知県公立学校教頭任用候補者名簿」に登載された者から登用する。
- ③ 校長あるいは教頭へ新規に任用される者は、原則として、令和4年3月31日における年齢が57歳以下の者であること。

2 教員人事

(1) 教員が多様な教育活動に携わり、豊富な教職実践を積み上げることができるようにするとともに、地域間の均衡を重視した教員配置を行う。

- ① 小・中学校の学校種別間交流ならびに広域的人事交流を進める。
- ② 教員の年齢、性別、所有する免許状の種別・教科等を基にして、適正な配置と構成が行われるよう、これに必要な教員の異動を促す。

(2) 同一校の継続勤務年数の基準を次のようにする。

- ① 一般教員の同一校の継続勤務年数を10年までとし、特別の事情のない限りこの間に適切な異動が行われるようにする。
- ② 新任教員にあつては、特別の事情のない限り赴任校の継続勤務年数を6年までとする。
- ③ 同一校継続勤務3年未満の者については、特別の事情のない限り異動の対象としない。

(3) 教員の異動希望、勤務条件の是正等への対応、その他異動の条件について。

- ① 通勤時間は、片道おおむね1時間30分が上限になるように配慮する。
- ② 同一校内職員の婚姻に際しては、転任について特別の配慮をする。

3 その他については、愛知県教育委員会の令和4年度教職員定期人事異動方針及び実施要領に準ずる。

4 県費負担学校事務職員、県費負担学校栄養職員の人事異動方針及び実施に係る要領については、愛知県教育委員会が示す令和4年度の県費負担市町村立学校事務職員、県費負担市町村立学校栄養職員の人事異動方針及び実施要領のそれぞれに準ずる。